

第4章 計画の推進体制

男女共同参画推進施策を、整合性をもって総合的かつ計画的に推進するため、その基盤となる推進体制をより一層充実・強化し、多様な主体と協働・連携していきます。

1 県における推進体制

この計画の所管部局であるこども・女性局を中心に、庁内においては「奈良県こども・子育て推進本部会議」での情報共有により、関係部局が連携を図りながら、計画の着実な推進に努めます。

奈良県男女共同参画推進条例に基づき設置した知事の附属機関である「奈良県男女共同参画審議会」において、男女共同参画の推進のための重要事項を審議するとともに、計画に関連する施策や目標値の進捗を管理します。計画の推進状況は、奈良県男女共同参画審議会に報告し、毎年1回公表します。

2 民間との協働体制

社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するため、企業、関係団体、行政等の自主的な活動を共有し、更なる取組を促進するとともに、県の施策との相互連携を図ります。

3 市町村との協働・連携

地域住民に最も身近な自治体である市町村において男女共同参画が推進されるよう、県・市町村がともに、男女共同参画週間イベント等の事業を通じて、啓発活動や広報活動に取り組みます。

市町村男女共同参画計画や、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画が策定されるよう、情報提供や助言等の支援を行います。

また、市町村や域内の企業や団体が中心となって取り組むジェンダー平等の推進に県も協力し、その取組を県内の他の地域にも広げていきます。